

学校法人小牧外山学園財務情報公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立学校法第47条第2項並びに学校法人小牧外山学園（以下本学園という）寄附行為第35条の規定に基づき、財務情報の公開に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧請求権者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、本学園の財務情報の閲覧を請求することができる。

- (1) 本学園の設置する園に在園している園児の保護者
- (2) 本学園の設置する園に入園する意思が明確な入園予定者の保護者
- (3) 本学園と雇用関係にある者
- (4) 本学園の債権者及び抵当権者

(閲覧対象及びその管理)

第3条 閲覧できる財務情報は、次の各号のものとする。ただし、いずれもその附属明細表を除く。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 資金収支計算書
- (4) 事業活動収支計算書
- (5) 資金収支予算書
- (6) 事業活動収支予算書
- (7) 事業報告書
- (8) 監査報告書

2 前項の財務諸表は、当該事業年度の終了後2ヶ月以内に備えなければならない。

3 本条第1項の財務情報の公開に供する諸表の保管・管理等については、法人事務所において行う。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 本学園の公開する財務情報の閲覧場所はとやまこども園職員室とする。閲覧申請事務手続については、とやまこども園において受け付ける

2 閲覧のできる日時は、とやまこども園の休日以外の日とし、午前10時から午後4時までとする。なお、閲覧は次条の閲覧請求手続に基づき、当該閲覧申請者と本学園の両者の調整により決定する。

(閲覧事務手続)

第5条 本学園の財務情報の閲覧を希望する者は、別紙「財務情報閲覧申込書」に必要事項を記入のうえ、とやまこども園へ申請する。

(閲覧の拒否)

第6条 前条により閲覧請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を拒否することができる。

- (1) 公開すべきではない個人情報が含まれる場合
- (2) 本学園を誹謗中傷することを目的とする等、明らかに不法・不当な目的を有する場合
- (3) 閲覧請求が、権利の濫用に該当する場合
- (4) その他、閲覧を拒む正当な理由がある場合

2 財務情報の閲覧資料を複製等することは、認めない。

(その他)

第7条 この要綱については、理事長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から実施する。